

令和8年度版 尾花沢市補助事業一覧

市民のみなさんや地域の団体、事業者の方などがご利用いただける補助事業の一覧です。
事業の内容や補助金額、申請手続きなどの詳細につきましては、担当係へお尋ねください。

※市税等の納付状況により該当しない場合があります。



農林業経営支援

令和8年度からの新規事業

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
1	持続可能な農業を目指したいとき	儲かる農業支援事業 (持続可能な農業支援)	気象変動に対応するためのリスク軽減の取組をする方や、持続可能な農業を目指し機械等を導入するなどの導入経費を助成 例)水稲、野菜、花卉等の生産に係る機械、井戸掘削、施設等 ①持続可能な農業支援 3/10以内 上限20万円以内 ②気象変動リスク軽減支援 3/10以内 上限30万円以内	◆新規就農者・農業後継者(49歳以下) ◆認定農業者 ◆農業者団体又は農業法人 ◆地域計画の中心的経営体 等 ※秋の要望調査で要望した方のみ利用可能な事業です。	農林課 農政企画係 【内線142・143】

継続事業

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
2	新規就農するとき	新規就農者確保対策事業	新規就農者の確保から就農後までを一体的に支援 ①研修生の生活費、住宅、活動用車両への助成 ②新規就農者の資材費、農地・農業機械等の賃借料への助成 ③親元就農した初年度のみ20万円の激励金の交付 ④すいか栽培体験会へ参加する際、交通費等への助成	◆就農希望者 ◆新規就農者	農林課 農政企画係 【内線142・143】
3	新規就農するとき	新規就農者育成 総合対策事業 (経営開始資金)	経営が不安定な就農直後の所得の安定を図るため、最大165万円/年を給付(最長3年)	◆49歳以下で認定新規就農者であること	農林課 農政企画係 【内線142・143】
4	すいか生産で意欲的な農業経営をしたいとき	儲かる農業支援事業 (すいか産地の振興)	すいか生産基盤の強化、スマート農業技術の導入に対する経費に対して助成 ①生産環境の改善 3/10以内 上限40万円 ②新規就農者、農業者後継者が取り組む場合 5/10以内 上限50万円以内	◆新規就農者・農業後継者(49歳以下) ◆認定農業者 ◆農業者団体又は農業法人 ◆地域計画の中心的経営体 等 ※秋の要望調査で要望した方のみ利用可能な事業です。	農林課 農政企画係 【内線142・143】
5	スマート農業技術を導入したいとき	儲かる農業支援事業 (スマート農業技術普及)	農作業の省力化や労働力不足の解消を目的としたスマート農業技術の導入経費を助成 例)農業用ドローン、無人操舵ハンドル、その他人工知能等ICT技術を活用した農業用機械、施設等 3/10以内 上限40万円以内	◆新規就農者・農業後継者(49歳以下) ◆認定農業者 ◆農業者団体又は農業法人 ◆地域計画の中心的経営体 等 ※秋の要望調査で要望した方のみ利用可能な事業です。	農林課 農政企画係 【内線142・143】
6	周年農業に必要な施設設備を導入したいとき	儲かる農業支援事業 (周年農業の確立支援)	周年農業に必要な設備・機器の導入に必要な経費に対して助成 5/10以内 上限40万円	◆新規就農者・農業後継者(49歳以下) ◆認定農業者 ◆農業者団体又は農業法人 ◆地域計画の中心的経営体 等 ※秋の要望調査で要望した方のみ利用可能な事業です。	農林課 農政企画係 【内線142・143】
7	鳥獣対策をするとき	地域ぐるみによる 鳥獣被害防止対策推進事業	地域活動組織が自ら計画・運用する被害対策事業を支援し、地域毎の実情に沿った効果的な対策の推進 ①基礎的被害防止活動 30万円(定額) ②発展的被害防止活動 20万円(上限)	◆市との協定締結(3カ年) ◆地域鳥獣被害防止計画を策定・提出 ◆基礎的被害防止活動の2種類以上の実施	農林課 農村林務係 【内線144・146・152】
8	土地改良施設を整備・補修するとき	土地改良施設 維持管理適正化事業	土地改良施設の維持・管理を行う市内の団体が実施する施設(設備)の整備・補修に要する経費の60%を助成	◆水利組合等が総事業費の40%を負担することを確約すること	農林課 農村林務係 【内線144・146・152】
9	市内農業関係団体等が管理する施設を改良するとき	団体営土地改良事業	市内農業関係団体等が管理する施設(設備)の改良に要する経費の一部(30%)を助成	◆農業関係団体等が総事業費の70%を負担することを確約すること	農林課 農村林務係 【内線144・146・152】

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
10	農地や農業用施設の災害復旧工事をするとき	農地等災害復旧事業	農地、農業用施設及び農業に係る共同利用施設の災害復旧工事費の一部を以下のとおり助成 ①生産の目安の達成者 50% ②生産の目安の未達成者 30%	◆災害復旧工事費が3万円以上40万円未満のもの	農林課 農村林務係 【内線144・146・152】
11	農道を補修するとき	農道補修用原材料等助成事業	自治会等が管理する農道(非舗装に限る)の補修に要する原材料購入費の一部を助成	◆自治会等が共同作業で施工する補修事業であること	農林課 農村林務係 【内線144・146・152】
12	特用林産物を生産するとき	山の幸振興対策支援事業	特用林産物の生産拡大や高付加価値化等を図るために要する経費を助成(最大50%)	◆市内の生産森林組合等が実施することが確実な事業であること	農林課 農村林務係 【内線144・146・152】
13	有害鳥獣(サル・クマ・イノシシ等)から農作物等を守りたいとき	簡易電気柵設置費補助事業	簡易電気柵設置に要する経費を補助(補助率1/3、上限10万円)	◆設置場所が市内であること	農林課 農村林務係 【内線144・146・152】
14	狩猟免許を取得するとき	新規狩猟者確保対策事業	狩猟免許取得に要する経費の一部を補助 ①初心者講習会受講料…全額 ②鉄砲所持許可申請手数料…全額 ③医師診断書料…上限3,000円 ④猟友会初年度年会費…上限10,000円 ⑤銃器及び保管庫…1/3以内で上限50,000円	◆狩猟免許を初めて取得する時であること ◆取得後、尾花沢猟友会に入会できること ◆取得後、本市有害鳥獣対策業務に5年以上携われること	農林課 農村林務係 【内線144・146・152】
15	猟友会に新規加入した時	猟友会新規加入者奨励金	尾花沢猟友会に新規加入した時に奨励金を交付 ①わな資格所持者 5万円 ②銃資格所持者 10万円	◆わなもしくは銃の資格所持者で、尾花沢猟友会に新規加入すること	農林課 農村林務係 【内線144・146・152】
16	安定した農業経営をしたいとき	経営所得安定対策等(農業再生協議会)	①そば、大豆、野菜等の転作作物に対する助成 ②米価等の下落に対する保険的制度であるナラシ対策などを実施し、農業所得の安定を支える制度。	6月30日までに交付申請書を提出し、以下の要件を満たす方 ◆転作作物は原則として出荷・販売を行うこと ◆ナラシ対策は認定農業者等であること	農林課 水田営農対策係 【内線147・148】
17	堆肥を利用した栽培をしたいとき	エコエリア推進事業(エコ農業推進協議会)	堆肥を利用し、主食用米生産に取り組んだ農業者の堆肥価格・散布料への助成 ※堆肥価格の約1/2を助成 散布料に対し600円/10aを助成	◆生産の目安の達成者であること	農林課 水田営農対策係 【内線147・148】
18	所有する農地を貸付したいとき	農地集約化促進事業(農地中間管理機構)	地域計画の実現に向けて地域で話し合い、目標地区に基づき集約化を行うため、まとまった農地を農地バンクに貸し付けた地域に対する支援 ①集約化加速タイプ(旧集約化奨励金) ②地域集約化実現タイプ(旧地域集積協力金)	◆左記①の支援について…団地面積の増加割合に応じて交付 ◆左記②の支援について…地域のまとまった農地を農地バンクに貸し付ける地域に交付	農林課 水田営農対策係 【内線147・148】
19	地区内の農用地を効率的に利用したいとき	農用地利用改善団体活動支援事業	農用地利用改善団体活動事業に要する経費を補助	◆1団体に2万円以内の補助	農業委員会 農地係 【内線150・151】
20	荒廃農地を再生したいとき	遊休農地リフレッシュ&アクション事業	地域の担い手農家または遊休農地の所有者が取り組む遊休農地の再生作業の支援(総事業費の1/2又は1/3) 主な対象経費 ①再生作業…伐採、伐根、障害物除去、深耕、整地、土壌改良、簡易な排水対策等にかかる経費(例:作業機械の借料・燃料費、人件費等) ②営農定着・粗放的利用…種子・苗木、肥料等の購入、植栽にかかる経費等	◆総事業費の合計が200万円未満 ◆事業の実施にあたり、直営施工の作業を含むこと	農業委員会 農地係 【内線150・151】